

国立日高青少年自然の家利用細則

制 定 平成27年3月26日

一部改正 令和5年7月20日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立日高青少年自然の家(以下「国立日高青少年自然の家」という。)の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用の受付期間, 利用申込書の提出等)

第2条 利用の受付期間は、利用開始予定日の前年度の4月から、利用開始予定日の1ヶ月前までとする。

2 国立日高青少年自然の家を利用しようとする者は、所定の利用開始予定日の1ヶ月前までに所長に提出しなければならない。

(利用の承諾)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案し、国立日高青少年自然の家利用申込審査要領に基づき、確認の上、利用の可否を決定するものとする。

(禁止事項)

第4条 国立日高青少年自然の家においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動

(入・退所時間等)

第5条 利用者の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

2 利用者は、国立日高青少年自然の家の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第6条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

3 つどいの実施については、別表のとおりとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第7条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓

に努めるものとする。

(食事等)

第8条 利用者の食事は、国立日高青少年自然の家において定める献立により行うものとする。ただし、特別な事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 前条の食事の費用は、利用者の負担とする。

第9条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙をしてはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により国立日高青少年自然の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負う者とする。

(諸規則の遵守等)

第11条 利用者は、国立日高青少年自然の家の諸規則を遵守するとともに、他の利用者等の迷惑に及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第12条 所長は、国立日高青少年自然の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取り消すことがある。

(1) 第4条各号及び第11条第1項に違反又は違反するおそれがある場合

(2) その他所長が特に必要と認めた場合

(3) 利用の承諾を否とする決定及び利用承諾の取消の前提となった活動等が、重大又は悪質なものであると所長が認めた場合には、期間を定めて利用申込の受付を制限すること。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月25日 改正)

この細則は、令和元年7月25日から施行する。

附 則 (令和5年7月20日 改正)

この細則は、令和5年7月20日から施行する。

別表（第6条関係）

朝のつどい・夕べのつどい等の持ち方について

	朝のつどい		夕べのつどい	
	5月1日から 10月31日まで	11月1日から 4月30日まで	5月1日から 10月31日まで	11月1日から 4月30日まで
実施場所	つどいの広場（悪 天候の場合はP H）	プレイホール	つどいの広場（悪天 候の場合はPH）	プレイホール
実施時間	7時15分から		16時45分から	
実施内容	1. 国旗・所旗掲揚 （国歌演奏に合わせて） 2. ラジオ体操 3. 職員から団体紹介 4. 所からの連絡事項等		1. 国旗・所旗降納 （国歌演奏に合わせて） 2. 団体紹介（入所団体・継続団体の順）・ スピーチ 3. 所からの連絡事項等	
実施担当者	宿直者		企画指導専門職	
その他	悪天候の場合及び 利用者がいない場 合の「つどいの広 場」の国旗・所旗 の掲揚は、守衛職 員が行う（7時 頃）	「つどいの広場」 の国旗・所旗の掲 揚は、利用者の有 無にかかわらず守 衛職員が行う（7 時頃）	1. 悪天候の場合の 「つどいの広場」の 国旗・所旗の降納 は、守衛職員が行う （PH並行・17時 頃） 2. 利用者のない場合の「つどいの広場」の 国旗・所旗の降納は、守衛職員が行う（17時 頃）	1. 利用者のある場 合の「つどいの広 場」の国旗・所旗の 降納は、守衛職員が 行う（PH並行・17 時頃）